

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アイティフォー			コード	4743				
提出日	2025/5/30	異動（予定）日		2025/6/20					
独立役員届出書の提出理由	新任社外取締役選任のため								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	阿部 和香	社外取締役	○													○	有	
2	福田 伊津子	社外取締役	○													○	新任	有
3	金澤 浩志	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		阿部和香氏は、海外での新規事業の立ち上げや、他社での取締役としての経験や見を有しております。企業価値向上に貢献いただけるものと期待し、当社の社外取締役として適切と判断しております。 なお同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいざれの事項にも該当いたしません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題ないと判断し、独立役員として指定するものであります。
2		福田伊津子氏は、他社での企業経営者としての経験と、製造現場での豊富な経験から、当社のコーポレート・ガバナンス向上に貢献いただけるものとして当社の社外取締役（監査等委員）として適切と判断しております。 なお同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいざれの事項にも該当いたしません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題ないと判断し、独立役員として指定するものであります。
3		金澤浩志氏は、弁護士としての経験と専門知識に加え、他の上場企業における社外取締役としての幅広い見識と豊富な経験を有していることから、当社の監査機能およびコーポレートガバナンスの向上に貢献いただけるものと期待して、当社の社外取締役（監査等委員）として最適であると判断しております。 なお同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいざれの事項にも該当いたしません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題ないと判断し、独立役員として指定するものであります。
4		
5		

4. 换算説明

（※1）社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

（※2）役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいざれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

（※3）本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

（※4）a～lのいざれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

（※5）独立役員の選任理由を記載してください。

（※6）独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。